

平成28年 9 月 1 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成 2 8 年 美里町議会全員協議会

平成 2 8 年 9 月 1 日 (木曜日)

出席議員 (1 5 名)

1 番	千 葉 一 男 君	2 番	福 田 淑 子 君
3 番	藤 田 洋 一 君	4 番	柳 田 政 喜 君
6 番	櫻 井 功 紀 君	7 番	大 橋 昭太郎 君
8 番	我 妻 薫 君	9 番	鈴 木 宏 通 君
1 0 番	橋 本 四 郎 君	1 1 番	吉 田 二 郎 君
1 2 番	山 岸 三 男 君	1 3 番	佐 野 善 弘 君
1 4 番	前 原 吉 宏 君	1 5 番	平 吹 俊 雄 君
1 6 番	吉 田 眞 悦 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	佐々木 守 君
総 務 課 長	伊 勢 聡 君
水 道 事 業 所 長	櫻 井 純一郎 君
水道事業所参事兼副所長	佐 藤 孝 裕 君
水道事業所主幹兼原浄水係長	佐々木 聡 君
徴 収 対 策 課 長	菅 井 清 君
徴収対策課徴収係長兼納付推進室納付推進係長	門 間 裕 匡 君
徴収対策課徴収特別指導員	桐 生 孝 雄 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 泉 君
-------------	---------

議事日程

平成 2 8 年 9 月 1 日（木曜日） 午後 3 時 開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項

- 1) 石綿セメント管更新事業の見直しについて
- 2) 美里町水道事業財政計画の見直しについて
- 3) 水道料金の未納対策について

第 4 その他

第 5 閉 会

午後3時 開会

- 事務局長（吉田 泉君） お疲れさまでございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

- 議長（吉田眞悦君） 皆さん、こんにちは。大変、きょうも午前中、そして午後は第2分科会、そしてきょうは全員協議会、8月22日に引き続きということであります。3回目の会議の方もいらっしゃるでしょうけれども、きょう、この水道の関係については本日で決めるということでございますので、終わるまでやりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、本日、議員全員参加でありますので、これから全員協議会を行います。

前回の21日の続きでありますけれども、ちょっと職員の紹介だけ先に行います。

総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題、協議事項の1点目と2点目の説明員を御紹介申し上げます。

初めに、水道事業所長、櫻井純一郎でございます。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしくお願いします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、水道事業所参事兼副所長の佐藤孝裕でございます。
- 水道事業所参事兼副所長（佐藤孝裕君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、水道事業所主幹兼原浄水係長の佐々木 聡でございます。
- 水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 佐々木です。よろしくお願いします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 以上、よろしくお願いいたします。
- 議長（吉田眞悦君） それでは、本日の前回残っていた部分の3点ということになりますが、まず、前回途中で、時間の都合で打ち切っておりました、石綿セメント管更新事業の見直しについてということで行います。これについては、前回、説明等しておりますので、早速皆さんからの、お聞きしたいこと、御意見等があれば承ります。何か、この石綿セメント管更新事業に係る関係につきまして、あれば。橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） セメント交換は1万2,000メートル。その年度ごとにどういう、何年度には何千メートルになるんですか。こういう計画はつくってあるんですか。更新の計画は。その計画と予定する金額が幾らか。
- 議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。
- 水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） ただいまの橋本議員の御質問に対してお答え

いたします。

石綿セメント管の更新事業見直しについての資料の５ページ目をお開きください。

５ページ目のところに、年度別工事施工実施計画表というのがございます。そちらの部分にそれぞれの北浦地区から不動堂地区、あとそれ以外に耐震補強関連の水管橋という項目がそれぞれ並べてございます。そのところに、工事開始が何年度で終了が何年度というようなことで書いておりまして、年度ごとにその下に、例えば北浦であれば平成28年度は工事開始で303、平成29年度は1,137と書いてありますが、下がこれがその距離数という形になってございます。それで、最後に合計というところがありまして、それで、合計をされますと、北浦であれば2,824メートル、平成33年度工事完了。駅前であれば3,818メートルで、平成34年度工事完了。中埜であれば3,058メートルで平成36年度完了。本小牛田であれば2,568メートルで平成38年度完了。あと不動堂であれば平成38年度に工事開始をし、完了で316メートルという形で載っている状況でございます。

また、距離数が書いていない部分も工事完了の間にございます。これは何かと言いますと、当然石綿セメント管を更新して新しい管を入れましてから、舗装復旧ってというのが入ってございます。当然舗装復旧につきましては、その前に仮舗装をするんですが、ある程度維持管理をしながら落ち着くまで待たなければならないということになりますので、このような形で距離のないところは、舗装復旧をいたしまして完了という格好で、資料として５ページ目につけておりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

失礼いたしました。

それで金額のほうですが、次に御説明をいたします美里町水道事業財政計画の見直しについてという資料が、４ページ目をごらんいただきたいと思います。

４ページ目のところに、見直し後の事業計画というものが載ってございます。この金額については、こちらに反映している格好になるのですが、石綿セメント管の更新事業ということで、平成28年度から平成32年度までですが、このような形で平成28年度については、9,050万円。平成29年度につきましては１億3,897万6,000円。平成30年度につきましては１億2,332万5,000円。平成31年度については１億2,268万7,000円。平成32年度につきましては１億2,563万円という形で予算計上をしている次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 管の長さ、経費違うというのは、管の太さによって値段が違うところですけども。そうすると平成31年度、平成32年度で、平成24年からの計算で急きょ9,145メートル。残っているのは3,000メートルですか。平成32年度現在で3,000メートルは残って、それから引くと、1万2,000引く9,000メートルは3,000メートル。3,000メートル残ると考えていいんですか。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、前回22日に、その話、質問が出されて平成32年度まで工事して、その残が6,754メートル残りますというお話をいただいております。

○10番（橋本四郎君） 6,000なんぼ残るんですね。

○議長（吉田眞悦君） そういう答弁でした。橋本さん、とりあえずいいですか。

○10番（橋本四郎君） それはいいんだけど、まだ聞きたいことがあるんだ。

平成26年度の決算書についてなんですけれども、何かというと、水道会計が安定でなければならぬ。前回質問した、有収率78.2%と言いましたよね。78.2%と20何%。78.2%ね。ですから、20何%は漏水だと。漏水が本来ならゼロということはないと思いますけれども、10をゼロに近づけることが営業収益としては正しい。経費が少なくて済む。有収率を高めるということとは企業の健全化。何でもかと言うと、平成26年に行政改革推進委員会の答申があったでしょう。その中に水道会計の事業会計を見直せと。こういうことで行革の、改善をしていけとなったんですが、そのこと、具体的にどうやられたかお聞きしたい。平成26年度、平成27年度に行革の答申に対する実施内容。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、ちょっと今のは財政計画絡み。その中でいいんじゃないですか。今、石綿セメント管の更新事業の計画だけをやっているの。

○10番（橋本四郎君） 行革だってセメント管に関係あるでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 関係あるか、関係ないかは言わないけれども。ただ、全体の財政計画の中での。

○10番（橋本四郎君） 最後にあるんだね。

○議長（吉田眞悦君） まだあるんだよ。これで終わりじゃないからね。

柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 確認します。

2ページなんですけれども、こちらの下の方（3）の ですか。台帳では他の管種で明記されている箇所が実際は石綿セメント管が埋設されている箇所であったことという理由なんですけれども、ちょっとこの文章自体が他人ごとみたいにしか聞こえないんですね。その発

生原因等、なぜなのか。

○議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

○水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 柳田議員の御質問にお答えいたします。

今の（３）計画見直しにおける の部分のことですが、これですが、台帳なんです、そもそも台帳を整備しようというような状況が起きたのが平成の初めと、一応資料の中ではしております。初めのころに、台帳は起こしたものではありませんが、それ以前の資料については乏しく、それで当時、管路の強度検査というものをいたしまして、そこからそういった資料を改めて集約しまして、今の台帳の元となるものを起こしたという記録が残ってございました。そこから当時の台帳を元に整理をしていったわけですが、当然工事の記録が古いものですから、当然資料がない場所とか、ここが実は塩ビが入っていたと記入していたところとかがございます、漏水の際に工事をしたときに、実際掘ってみたら石綿管が出てきたというような箇所が、これまで何カ所か発見されてきてまして、それを現在まで直しながらできてきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○４番（柳田政喜君） 要は、過去の記録がなかったと。台帳をつくる際にデータをとったので、憶測で明記している。

○議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

○水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 柳田議員の御質問にお答えいたします。

確かに今、柳田議員のおっしゃられましたとおり、当初、やはり記録のない部分については、やはり現地の聞き取りとかですね、当時の工事の記録とか、そういったものを参考に進めておったものでございます。

以上です。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○４番（柳田政喜君） ということは、今は台帳に載っている石綿セメント管の全長は数字的には間違いはないんですか。

○議長（吉田眞悦君） 係長。

○水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 柳田議員の御質問にお答えいたします。

現在の台帳でございますが、ほぼ完成形に近いものとは思われておりますが、ただし、当然今ある修理とかそういったものを直しておりますが、もしかすると場合によってはまた修理を

している間に石綿管の箇所が発見されることもあるかもしれませんので、その際には直していくということになるかと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） ということは、事業計画の中でそういう、予想できないというわけではないでしょうけれども、そういうことがあった場合は変更もあり得るということによろしいですか。

○議長（吉田眞悦君） 係長。

○水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） そのとおりでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。セメント管の関係について。よろしいですか。

それでは、本日の1点目の石綿セメント管更新事業の見直しについてということについては以上といたします。

それでは、次に2番目の水道事業の財政計画の見直しということに入ります。所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、続きまして美里町水道事業計画の見直しについて御説明します。

その前に、前回の協議会の際に財政計画の一部が誤っておりましたので、大変申しわけありませんでした。それで、事前に正誤表をお手元に配らせていただいておりますので、その内容について御説明させていただきます。

正誤表を御確認願いたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 後ろについているんだ。はい、わかりました。前回、差しかえたやつ後ろに正誤表がついていますので。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、御説明させていただきます。

財政計画の説明資料の4ページで、平成27年度事業費合計欄を1億1,041万2,000円に訂正しております。

4ページの見直し後の事業計画です。平成27年度の一番上の欄の事業費合計欄が当初1億...（「直したやつ」の声あり）ええ、正しくは1億1,041万2,000円でございます。同じく石綿セメント管更新事業で、平成27年度の欄で8,145万7,000円に修正しております。訂正しております。

○議長（吉田眞悦君） 皆さん、財政計画の見直しについてということで、一番最初事前にわたされた資料と、あと新しく修正というやつで、この箱書きの上にね、修正と書かれてあるやつ

が正しいやつですので、その修正というやつを見てもらえればよろしいかと思います。

ちょっと休憩します。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 2 4 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） それでは再開いたします。櫻井所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） それではお手元に正誤表をおわたししておりますので、御確認願いたいと思います。

4 ページは 2 カ所、金額を訂正させていただいております。

8 ページの財政計画資料で、5 カ所ほど、備考欄に追加をしております。8 ページの料金収入口径13ミリメートルから25ミリメートル、給水量（B）、備考欄に追加です。2 ページの正誤表で一番上の 8 ページ料金収入口径13ミリメートルから25ミリメートル、年間契約件数（D）、備考欄に増減率を追加しております。

9 ページ、料金収入口径30ミリメートルから100ミリメートル、給水量（A）、備考欄に増減率を追加しております。

3 ページの正誤表です。9 ページ、料金収入口径30ミリメートルから100ミリメートル、年間契約件数（C）、備考欄に増減率を追加しております。同じく 9 ページ、料金収入口径30ミリメートルから100ミリメートル、基本料金（D）、備考欄に口径別に基本料金を追加しております。

あと、字句訂正が 1 件あります。10 ページの受水費、推計方法欄の、「ただし南郷地域の有料水量、従量水量」を「受給水量を超えた水量」に一部訂正をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 引き続き、説明。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 続きまして、説明資料のほうをごらんください。資料 1 ページをお開き願いたいと思います。（「ゆっくりでいいからね。座っていいから」の声あり）

資料 1 ページをごらんください。1 番目の収益的収支については、給水人口の減少、節水型社会の進展から料金収入は今後も減収すると見込みました。支出では、平成31年度から業務の包括業務委託を想定しております。そのため、職員 1 人を減員する計画としました。業務の包括業務の内容につきましては現在検討中であります。

2 番目の、資本的収支について御説明します。資本的収支につきましては、石綿セメント管更新事業を見直し、計画期間を平成38年度まで延長しました。平成28年度において3カ所の配水池の耐震診断を実施しておりますが、見直し後の計画では配水池の耐震補強を石綿セメント管更新を優先して行うことから、これに伴う企業債、他会計出資金、建設改良費を変更しております。

3 番目の今後の見通しと対応について、収益が減少し経費が増加するため平成28年度が326万円の純損失、平成31年度が約48万円の純損失。平成32年度が約540万円の純損失の見込みであります。当分の間、収益的収支の純損失分は積立金を活用し、資本的収支の不足分は内部留保資金等積立金の活用により対応する予定です。しかし、積立金には限界がありますので、企業努力により経費の節減、水道料金の未納額の縮減はもとより、水道料金の改定を視野に入れて経営の健全化を図る必要があると考えております。

続きまして、資料2ページの見直し後の財政計画における収益的収支を御説明いたします。平成27年度から金額を変更している場合はアンダーラインを引いておりますので、承知願います。1 営業収益(1) 料金収入は、資料8ページの財政計画資料の推定方法で算出しております。口径別でそれぞれ算出方法が異なります。メーター口径13ミリメートルから口径25ミリメートルまでの場合、見込みの給水人口に1人当たりの年間使用量を乗じて、年間給水量を算出しております。年間給水量に口径別水量使用割合を乗じて、口径別使用水量を算出しております。これに従量料金の単価を乗じて、料金収入を算出しております。また基本料金につきましては、前年度の年間契約数に平成25年度から平成27年度までの増減率を準じて見込みの年間契約件数を算出しており、それに基本料金の単価を乗じて算出しております。メーター口径30ミリメートル以上の場合は、前年度の使用水量に平成25年度から平成27年度までの増減率を乗じて算出しており、これに従量料金の単価を乗じて算出しております。また基本料金は前年度の年間契約件数に平成25年度から平成27年度までの増減率を乗じて見込みの年間契約件数を算出しており、それに基本料金の単価を乗じて料金収入を算出しているところでございます。

続きまして、2 営業外収益(1) 補助金では、一般会計からの補助金であります。高料金の対策補助金がその中に含まれております。当該補助金につきましては、平成32年度までのもので年々減額されていきます。(2) 長期前受金戻入は平成26年度の制度改正で設けられたもので、資本的支出の財源である国庫補助金などを減価償却に対する割合に応じ収益としております。(3) その他は、下水道使用料の徴収委託料が主なものとなっております。平成27年度の決算見込み額から平成27年度の臨時収入額を差し引いて、引いた額を見込んでおります。収益

的支出の1 営業費用（1）職員給与費につきましては、町職員の平均人件費をもとに算出しております。その中で平成31年度から職員1人減員する方向で見込んでおります。（2）の各種経費につきましては、平成27年度の実績値に増減率を乗じて算出しております。また、大崎広域水道からの受水費は基本料金と従量料金からなり、横ばいで見込んでおります。（3）減価償却費につきましては、現存の資産に係る減価償却費に平成28年度以降の新設更新が見込まれる固定資産に係る減価償却費を加算し、除去が見込まれる固定資産に係る減価償却費を減じた額を計上しております。

2の営業費用（1）支払利息につきましては、今後到来する企業債の利息を見込んでおります。

特別損益につきましては、旧水道事業庁舎の固定資産売却損であり、平成30年までとなっております。当年度純利益、純損失につきましては平成28年度が326万円の純損失、平成29年度は約1,206万円の純利益、平成30年度は約525万円の純利益、平成31年度は約48万円の純損失、平成32年度は約540万円の純損失の見通しとなっております。

続きまして、資料飛びますが、資料4ページの見直し後の事業計画をごらんください。

事業計画では、石綿セメント管更新事業の見直しのため平成28年度から事業費と延長を変更しております。設備改良費の事業ですが、当初平成28年度で配水池耐震診断を資本的収支で見込んでおりましたが、見直し後は収益的収支で執行するため事業費をゼロと変更しております。また、平成29年度の配水池耐震診断補強設計の事業費を1,400万円から1,600万円に変更しております。ほか、配水池排水管の移設費、メーター購入費の事業費を変更しているところです。

以上の内容を資料3ページの見直し後の財政計画における資本的収支に反映しております。

資料3ページをごらんください。

平成27年度から金額変更している場合はアンダーラインを引いております。資本的収入の1 企業債につきましては、石綿セメント管更新事業の見直しと配水池の耐震化事業に充て、企業債借入額は年間約1億7,000万円とし、現在の企業債残高が増加しないように抑制に努めていきます。

7番目の固定資産売却代金は、旧水道事業庁舎の売却収入です。

8工事負担金は、消火栓設置の一般会計からの負担金となります。

下のその他は、分担金でございますが、平成27年度決算見込額に平均増減率を乗じて算出しております。

続きまして、資本的支出の1 建設改良費につきましては、変更した石綿セメント管更新事業と

平成28年度に3カ所の配水池の耐震診断委託業務、平成29年度に同じ配水池の耐震補強工事の設計業務、平成30年度から3年間で3カ所の配水池の耐震補強工事を見込んでおります。

2の企業債償還金につきましては、今後到来する企業債元金償還を見込んでおります。従いまして、収支差し引き（財源不足）額（C）は、補填財源（D）である積立金に当たる1前年度繰越金と2損益勘定留保資金を充てて対応していきます。平成32年度には積立金を使い果たして財源不足を補填することができなくなる見込みとなっております。

資料8ページには、今回見直した財政計画の推定方法を記載しておりますので御参考にしてください。

以上が見直しの内容でございます。

○議長（吉田眞悦君） それでは、ただいま水道事業の財政計画の見直しということで説明をいただきましたけれども、なかなかすぐにピンとこないかもしれませんけれども。資料は前におわたししていますので。橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 6ページから聞きます。6ページの現行の財政計画における資本的収支。（「6ページ」の声あり）6ページ。

その中の、他会計負担金、他会計借入金、負担金のほうで言います。これは、町が一般的にやってきた他の会計に対する、国の資金という表現は使えないから、負担金とか補助金とかやっていたんですけれども、上の他会計補助金との関係は、これは何の金額で94万円になったのか。平成27年。他の会計負担金というのは、一般会計から繰り出したのを考えてゼロにしたのかということ聞きます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、今回、今、橋本議員が質問したやつには、去年の財政計画のやつなんです。今回は、後ろについている、皆さん、平成27年度で、前年度の財政計画なんですね。6ページ。6ページじゃないや。5ページ以降か。5ページより後ろのほうは、前回の財政計画。それを今回、今説明した前のほうの、1ページから4ページまでの関係が新しく、このように財政計画を見直しますというのが前のほうのやつですから。

○10番（橋本四郎君） それでも、負担金、借入金はゼロになっている。一般会計からの繰り出しとか、負担金とか補助金とかないんですかと聞いている。（「ないからゼロなんです」の声あり）ないんですね。わかりました。一般会計から補助金は全くなくて、これは国のほうからの助成金だと思うんですけれども、それでやっているんだと。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、だから平成28年度の見直した財政計画について質問してくださいね。過去の財政計画でなくて。どうぞ。

- 10番（橋本四郎君） だから私は収支、資本的収支で聞いているんだと言っているの。副町長が、いや、一般会計からありませんというから、あそうですか、わかりましたと言った。そこで聞きたいんです。副町長ですよ。さっき行政改革問題で言ったらね、職員を減らす。私も調べて、職員53人、36名が気の毒だなとそんな給料なのかなと。職員を減らした場合に、減らした分の仕事は誰がどういうふうにやっていくんですか。間に合うんですか。
- 議長（吉田眞悦君） 櫻井所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 職員1人減になりますが、包括委託で民間委託をして、それで業務を対応させていきます。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 民間委託にしたときの職員の減員ができたということですね。（「そういう計画だと」の声あり）
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） そういう計画をしております。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） それで、収入というのはそうふえないわけですよ。減っているわけです。年間減っていくのだから、何で減るのかといえ、例えば利用者が減るということもあるでしょうね。消費者人口。町民の数が。100だったやつが、これをよく見ると平成29年以降は700万ずつ減ってくる。約1%です。減っていくというのは人口の減少あるいは、人口の減少で収入が少なくなるのなら、どこかでまた行革をする。行財政を考えなければならないですよ。そのあたりどうでしょう。町長。
- 議長（吉田眞悦君） 町長。
- 町長（相澤清一君） 特別会計だから、特別会計の中で企業努力なり、そういうのはやらなければならないし、それを置きかえて町もそのような状況になりますけれども、町も当然、町全体の一般財源の形で言えばそういうことも必要となります。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） この町の水道会計の借金というのは、残高が38万円あるんです。皆さんの予算に載っていました。（「38億円」の声あり）その38億円の中の浄水場に係る借入残金は幾らありますか。（「新浄水場ね」の声あり）

何でそれを言うかということ、県水があるんです。県水というのはある程度強制的な割合となる。その7,000トンなら7,000トンの割合でやったらとすれば、この町の使用量というのは7,000ちょっとだった。夏の暑いときは1万トン超す。それなら浄水場というのは過大につくりすぎ

たという反省はないかということ。そのとき町長は議員だったんだから。賛成したのだから。それをつくったためにこういう赤字の経営になっていないかと心配する。そしてもう一つ言います。これから減価償却していきますよね。同じものを建てるその日になって減価償却するだけは大変だろうと。次回は県水との絡みを考えて浄化施設を小さくするとかしていかななくてはならない。大変だろうと感じがする。どうですか。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 御意見として承りますけれども、そのときの新浄水場つくるときはそれなりにきちっとした長期計画を元につくったものだと思っております。このような急激な人口減少社会が来るということは、橋本さんも率先して進めたほうですから、その辺のことをしっかりと承っていると思いますけれども、村松議員が委員長でしたので、厚生水道の。村松君が委員長です。それってきちっと議会の中で議論してそのような施設をつくったと思うんですね。そういう中でこのような状況ですから当然、少し前の見通しとは違った形になっていると思っております。それはやはり当然私たちも受け止めております。

○議長（吉田眞悦君） 橋本さん、待ってね。まだ話が変わってくるとこっちもこんがらがるから。

○10番（橋本四郎君） 町長のだから、水道事業所の権限ないのだから。何ば公営企業と言ったって。町長が金出した。同じような浄水場をつくるのに、県水が7,000トンのあれがあるでしょう。この町の1日の使用水量は7,300トンくらい。そしたら、そこそこのものをつくれればいい。ただし夏になれば別だ。そうすると今のままでは、今つくっている浄水場、またつくる気になれば減価償却考えなくちゃいけないでしょ。そういう計画を考えないと、それくらいの考えを持たなきゃ。（「新しい浄水場をつくれっていうの」の声あり）

○町長（相澤清一君） 今の時点で、新しい新浄水場をつくるなんて、考えたこともないですから。

○10番（橋本四郎君） つくる場合のことを考えてやってくださいでしょ。それでなければ積み立てする必要があるんだから、減価償却。

○町長（相澤清一君） つくる前はそういう計画できちんとつくった。確かに将来的な見通しが狂ったと言えれば狂いました。当然、ですから給水人口も減っているし、やはりそういう量も減っているし、それは当然今の形はそのような形になっています。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 浄水場の起債残高ですが、14億7,000万円です。

- 議長（吉田眞悦君） 残っているのがそうだそうです。
- 10番（橋本四郎君） 18年につくって、まだ3分の1、4分の1しか返していないんだよ。これからまだ18年かかる。そういうつくり方をすることに元々問題があったんだから、私はこれからの行政というのはもっともっと町民に負担をかけない方法を考えていく。県水は確かに割高だ。県水は割高だけれども、しかし浄水場をつくることを考えていったらば、ある場合は浄水場というのはもっと必要とするかという考えを今からもってしなくちゃいけないでしょう。次の人が考えるのではなくて。どうです。
- 町長（相澤清一君） そこら辺も含めて、そういうふうになれば考えます。
- 10番（橋本四郎君） 俺が生きているうちはなるかどうかかわからないけどね。（「ないです」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 橋本さんも緩速ろ過で賛成派で大分進めたほうだと思う。私はそういう認識を持っていたんですけども。
- 10番（橋本四郎君） いずれにしても行財政の問題って大変だと思います。職員2人も減らすというのはね。ただ、残念ながら行政改革の審議会で出したのは、具体的な内容がなくて浄水場に浄化槽の中に人が入らないようなのを考えてくださいよと、ただP D C Aを考える。何のP D C Aかなかったです。問題は、私は今言った浄水場、大きな金額をやったら、これでいいのかということは今のうちから検討していくべきだと。今のうちから。それがP D C Aの目的でしょう。現在の人口、これからの水を使う人たちの量、それを考えていきながら、人口が減れば少なくなるんだから。その少ないんだから対策で県水の状況に変わりがないとすれば、それなりの考え方、今からつくっていかなければ私は事業に対する見直しの検討、例えばその土壇場にするのではなくて、今、この準備をしている段階からするべきだろうと思う。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。何だかよくわからない。
- 副町長（佐々木 守君） 水道の事業とP D C Aと何の関係だかわかりませんが、現在新しい緩速ろ過方式の浄水場ができ上がっているわけですよね。それを今稼働して運営しているわけです。これが赤字になったから減価償却あったからやめましたと言えますか。
- 10番（橋本四郎君） 私、そう言ってないですよ。つくったものが本当に目的、処理の内容に充実されるとか。ところがあの浄水場、あんなに使わなくなっちゃって県水7,000トン買えるでしょう。
- 副町長（佐々木 守君） その話を言うんだったら、浄水場をつくる前にそういう話をしなければいけないでしょう。
- 10番（橋本四郎君） 私、いなかったから議員として。（「いたよ」の声あり）

○副町長（佐々木 守君） 選択から言えば、新浄水場をつくるか、県水を買うかという2つに1つなんですよ。選んだのはこっちでしょう。

○議長（吉田眞悦君） この件は終わり。昔のことを掘り返したってね。健全経営に向けた話をするように。

吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） 1ページの今後の見通しと対応の中で、収益的収支の純利益が大きく減少された、その要因というか、それは何で。これからでしょうけれども。設備投資がかかってしまっているのか。そこのところわかりますか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 純損失が見込まれます平成31年、平成32年は純損失が見込まれますが、これはやっぱり給水人口が減って、あるいは節水機能とか、そういうのが普及して、水が使わなくなっているような状況が背景にあります。

○議長（吉田眞悦君） 1人当たりの水量もかなり減ってきているということでしょう。吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） 給水人口の見直しだけでこのような、当初の見直しされる前ですか、金額的なものも。今回の見直しされた数値というか、金額。何ですかね。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 今回収入等見直ししておりますが、総合計画の目標人口に合わせて給水人口を設定して計算をしていました。

○議長（吉田眞悦君） 吉田議員。

○11番（吉田二郎君） そうしますと、その減額になった分、少なくなった分というのはここに書いてあるとおり内部留保の資金とか積立金で当分賄うような文ですけれども、これが例えば積立金が幾らくらいまで底をついてきたときに、この料金改定に踏み切るというか、そういうものが目安的なものがあるんですか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） やっぱり単年度で3条予算、収益的収支のほうで、赤字になるのも好ましくないと言われております。今年度は、平成28年度は赤字で見込んでいますが、今回特定支出、耐震の委託料とかそういったものがありまして、そういったもので平成28年度は赤字になる見込みになっているのですが、やっぱり単年度で赤字になるというのはあまり経営上よくないので、基本的には料金とかそういった見直しが必要になってきていると思います。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 積立金とかがなくなりましたでは、もう終わってしまうので、少なくとも2年前とか3年前にはなくなるんじゃないかと予測が立てられますので、その時点では経費の節減はもとより、どうしても穴を埋められないときは料金改定も中に考えなくてはならない。土壇場で解決は無理なので。やはり早めにこういう状況になりますと、ですから料金の値上げも考えていかなければならないということを利用する方々に情報の、早め早めに出さなければならぬと。急に今なくなったからですという話には多分ならないと思いますので。そのためにやっぱり財政の計画というのは、必ずしも100%当たるかどうかというのはやってみなければわかりませんが、経営というのは収益の予測を立てなければならぬですから、それには何年も前からそれに備えなければならぬということですから、少なくとも2、3年前にはもう改定をして、その実施時期までを、情報とかいろいろやったとしても、2年前には料金を上げていかなければ多分無理だと思います。

○議長（吉田眞悦君） 吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） 4ページの見直し後の事業計画の4条予算というところの、一番下のメーター購入の金額だと思うんですけども、平成24年度から平成32年度まで合計になっていますけれども、平成24年度の見直し後の事業計画、それから7ページの現行の事業計画があるんですけども、平成25年、平成26年あたりのメーターの数値が違っている。平成24年度は267万7,000円で合っているんですけども、平成25年度が見直しが325万5,000円で、前が310万円で。平成27年になってはこれからの見込み書いてあるからいいと思うんですけども。

○議長（吉田眞悦君） 過去の数字が、もう決まったものと。どっちが正しいのか。これからのこと、新しい財政計画に反映するのさ。過ぎ去った年のことは変わるわけないのさ。だから、4ページと7ページの計画に書いているメーター購入のやつが、過去の平成24、平成25、平成26。平成24年は同じ。平成25年度のメーター購入が違う。平成26年も違うんだな。だからどっちが正しいのか。過去が変わるわけがない。

暫時休憩します。ちょっと確認して。再開は4時10分にします。

午後3時57分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（吉田眞悦君） 予定時刻より早いんですけども、全員参加でありますので再開いたします。

答弁、所長。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 休憩前にいただきました件ですが、議員さんの御指摘の件についてですが、見直し後の事業計画のメーター購入費の額が正しく、前年度の見直し前の事業計画のメーターの事業費が誤りでした。大変申しわけありませんでした。
- 議長（吉田眞悦君） 新しい、4 ページの関係が正しいと。そういうことでしたので。平成27年度に出したのが間違いだったということのようです。

ほかに。千葉議員。

- 1 番（千葉一男君） 2 つ伺います。（「1 件ずつでいいからね」の声あり）1 つ目は、ここ平成32年度までの計画なんですけれども、要するに起債の償還、もうピークは過ぎたんでしょうか。先にあるんだったらばどういうふうに計画を立てていますか。
- 議長（吉田眞悦君） 起債の償還のピークはいつで、その計画。所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 償還のピークにつきましては、平成34年度がピークとなっております。2 億3,520万1,000円です。
- 1 番（千葉一男君） そうすると、その後10年くらい過ぎたらどれくらいまで減っていますか。できていないならできていないで。（「38年度まで」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 所長。平成38年度分ね。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 2 億597万8,000円です。（「わかりました」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） もう1 点は。千葉議員。
- 1 番（千葉一男君） もう1 点はですね、これ企業の会計ですからね、一般会計と違いまして。一応企業会計と言いますが、これは一括総原価方式の中で、自由競争ではなくなっています。しかし、ずっとさっきの説明にもありましたけれども、何年も赤字を続けるわけにはいきません。その状態、赤字ということがどれだけ続いた場合にちゃんと元に戻すアクションを起こす。限界というのはどういうふうにして管理して。考え方。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほど副町長から答弁がありましたが、赤字の前には準備をしていかなければいけないということです。従いまして平成31年度から赤字の純損失の見込みとなっておりますので、その部分は企業的には健全でないということが見通しとして立っておりますので、その前からは準備期間をとらせていただきたいと。検討していきたいと思っております。
- 議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

- 1 番（千葉一男君） 企業ですからね、赤字も黒字もあるんですよ。基本的には。ですけども、赤字を継続することはやっぱり問題あるわけ。どちらの企業としてもですね。さっきの副町長の話だと 3 回くらい続くと問題あるという。本当は 3 回も続くといいのかなと私なんかは感じるんですけども、それから値上げを決心するというのはおそくないのでしょうかね。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） 私が言ったのは 3 回ではなくて、3 年前からもう、もちろん考えなければならぬし、あと料金を急に上げるということもできませんので、まず半年から 1 年やっぱり利用する方々の水道を使用している方々に対しての、情報発信もしていかなければならぬですから、既に 3 年前からは検討してできるだけ早く値上げについての御理解をいただくということも必要ですから、そして言えば 2 年前には、赤字予測の 2 年前、つまり平成 30 年度には料金改定の案を議会に御提案申し上げるという段取りでいかないと、この赤字がずっと続いていく可能性はあるなと。ただ、減価償却費が費用化されていて確かに減価償却前で言えば利益は出ることになりますけれども、しかしそれはそれだけのことでありまして、やっぱり現金預金が無くなれば終わりですから、幾ら減価償却前利益があったとしても使える現金がなければ新たな投資もできないということですので、少なくとも 2 年前には料金の、しっかりした料金を議会に御提案をして、改定に向けてしっかり進めていかなければならないのではないかなと、今思っています。（「はい、わかりました」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。（「なし」の声あり）いいんですか。（「はい」の声あり）では、財政計画の見直しについては以上といたします。
- 3 番目に入る前に、少し職員が。

午後 4 時 10 分 休憩

午後 4 時 13 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開します。総務課長。
- 総務課長（伊勢 聡君） それでは協議事項 3 点目の水道料金の未納対策についての説明員を紹介させていただきます。
- 先ほどの水道事業所職員 3 人に加えまして、徴収対策課 3 人の説明員を紹介させていただきます。徴収対策課長、菅井 清でございます。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 菅井と申します。
- 総務課長（伊勢 聡君） 次に、徴収対策課徴収対策係長兼納付推進室納付推進係長の門間裕

匡でございます。

- 徴収対策課徴収対策係長兼納付推進室納付推進係長(門間裕匡君) 門間です。お願いします。
- 総務課長(伊勢 聡君) 次に、徴収対策課徴収特別指導員、桐生孝雄でございます。
- 徴収対策課徴収特別指導員(桐生孝雄君) 桐生でございます。
- 総務課長(伊勢 聡君) 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長(吉田眞悦君) それでは早速、水道料金の未納対策についてということで、まず説明を。
水道事業所長。

- 水道事業所長(櫻井純一郎君) それでは、水道料金の未納対策について御説明申し上げます。

水道料金の未納対策の一つとして、これまでも給水の停止を行ってまいりましたが、所期の目的を課すには至っておりません。このたび美里町水道事業給水停止に関する規程を制定しまして、それに沿った給水の停止を12月1日から実施してまいります。つきましては、美里町水道事業給水の停止に関する規程(案)と今後のスケジュールについて御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

年度別水道料金未納額で平成28年4月1日現在のものですので御確認ください。なお、平成27年度分につきましては資料に記載しておりませんが、8月15日現在のもので、件数が119件、月数が562カ月分、未納の水道料金が319万7,570円となっております。

続きまして資料2ページの美里町水道事業給水停止に関する規程(案)でございます。水道事業所は給水の義務を負っておりますが、水道料金を支払わないときは供給規程を定めることによりその理由が継続する間、給水を停止することができることは水道法に規定されております。今回提出しました美里町水道事業給水停止に関する規程(案)は、これまでは必ずしも明文化されていなかった給水停止について必要な事項を定めるものでございます。

まず第2条において、給水を停止する事由を明確化いたしました。納入期限を3カ月経過しても納付されない水道料金があれば給水を停止いたします。即時に納付できない理由があり、分納を認めたにもかかわらず、これを守っていただけないとき、また第3条において給水停止を猶予した場合において、その事情が消滅したときも給水停止できることといたしました。給水停止が猶予される条件につきましては、第3条に列挙したとおりでございます。

次に、給水停止の手続について御説明いたします。資料3ページをごらんください。

第4条、第5条になりますが、給水停止は給水停止予告通知書に記載した給水停止予告日の前日までに納付がなかった場合に行います。給水停止予定日は、給水停止予告通知書を発送した日から数えて7日を経過した日であることが第4条第1項後段のとおりでございます。給水

停止作業は月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 3 時までの間に行います。その日に開栓するための領収書の最終提示時刻を考慮して、午後 3 時まで終了いたします。給水停止作業は水道使用者が不在であっても行うことが確認のためでございますが、第 5 条第 3 項に規定しております。第 6 条は、給水停止の解除の手續です。給水が停止された使用者に再び給水を開始するのは、未納の水道料金の全額が納付されたときと、給水停止の猶予事由が生じたときに限られます。前後しますが、第 4 条第 2 項では未納の水道料金の全額が納付されたかどうかの判断は、水道事業所が行いますので水道事業所の窓口以外で納付された納付実績の確認には、日数を要しますので、速やかに確認するため給水停止予告通知書を受領した後の納付場所が、水道事業所の窓口を指定することとしております。開栓はその日の午後 4 時までに領収書の確認ができたものは、その日のうちに行います。

続きまして、第 8 条の納付（分割）誓約についてです。資料 4 ページをごらんください。給水停止事由や給水停止猶予事由に関して納付（分納）誓約がポイントとなりますが、この規程における納付（分納）誓約とは、第 8 条第 1 項各号の定めを充足したものに限られます。即時納付が困難なことはもちろんですが、分納期限には最長 1 年という制限があります。誓約期間中に納付期限が到来する水道料金をその期限内に納付していただくことも重要な要件です。また、納付（分納）誓約は書面で行ったものに限られます。後々、納付（分納）誓約の有無が問題にならないようにするためには重要と判断しました。

続きまして、古い未納料金等についての経過措置を御説明します。資料 5 ページをごらんください。

まず納入期限から 3 カ月経過した水道料金に係る給水停止は、平成 29 年 4 月 1 日以後に納入期限が到来するものからとしております。次に、規程の施行予定日である平成 28 年 12 月 1 日現在の未納の水道料金及び平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の未納の水道料金については、即納、分割納付の申請等の選択期間として、3 カ月間の猶予期間を設け、その期間が経過するまでに意思表示がないときは給水停止をできることとしております。資料 6 ページ以降は様式関係です。資料 10 ページ以降は規程（案）の逐条解説となります。

今後未納者に対する給水停止のあり方が変わりますので、パブリックコメントを実施後に速やかに町民に対して周知することとしております。広報等、ホームページそして未納者御本人には直接郵送してお知らせしてまいります。

資料 20 ページ以降がそれぞれの文面（案）でございます。

最後に資料 31 ページをごらんください。

これまで御説明した美里町水道事業給水停止に関する規程実施に関するスケジュール及び経過規程について一覧表にしたものでございます。平成28年12月1日現在の未納、それ以後、平成29年3月31日までに納入期限が到来するもの、平成29年4月1日以後に納入期限が到来するものという時系列に従って整理したものとなっております。

以上、水道料金の未納対策についてと、美里町水道事業給水停止に関する規程（案）の説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 以上でいいんですね、説明はね。

じゃ、柳田議員。

○4番（柳田政喜君） まず、2ページの第2条なんですけれども、こちらのほう、納入期限3カ月を経過したということなんですけれども、受給者が民間、法人、官、同じですか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 民間、法人同じです。かわりなく同じです。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 前に、徴収の関係で1ページにあるようにデータ、細かいものをいただいたんですけれども、いただいたというよりも見せていただきまして、いろいろ判断する際にデータとして見せていただいて再度回収してもらったんですけれども、その前にそういう話をしたときに、やっぱり民間と法人は違うんじゃないかという話があったと思うんですよ。特に法人の場合は、3カ月経過して、意外と使用料が多いから高額になるし、法人で払えないのは悪質じゃないかと。一般の、民間人の場合は、いろいろ事情があってすぐに停止するのは、これはライフラインですから。あんまりそぐわしくないんじゃないかという話が前にあったと思うんですね。この辺はどのように考えたでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 桐生指導員。

○徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 今御指摘のように、法人で、事業の材料的な部分の方と、毎日の飲み水とか洗濯のために使っているのを、どう考えるか。こういうことだろうと思います。一つは、そこで考えましたのは、実はライフラインと言われているものにつきましては、電気料金、ガス料金、水道料金というのが多分3大ライフラインではないかと考えてございました。ちなみに、水道料金のほかに、ガスとか水道についても見てみましたが、約款等について法人、そういうものとか、個人とかについてわけて書いてあるのではないようでございます。確かに、事業者については3カ月も放っておく必要はないのではないかという考えも

あろうかと思うのですが、ただ、同じ法人でも全くライフライン的なものはないのかどうかと。つまり、変な話ですが、事業所の中で水を飲んだりする部分もあるわけですから、そういう部分は、それは全部事業だから従業員が来てそこで毎日水を飲む分はすぐに止めたっていいんだという判断ができるかどうかということだろうとは思いますが。そこは一つの先生の御判断もあろうかと思いますが、そこまで詳しく書くかどうかということと、あとは分け方として法人と人格なき社団とかですね、個人とか、あと個人の事業者がいるんですね。個人事業者を今度どうするか。そうすると個人事業者につきましては、事業で使っている部分のほかに個人の飲み水分を合算している場合があるんですね。例えば、事業所を個人で経営なんだけれども、事業所は別の場所に置いて、生活はこちらでと。栓を2つとして契約を別にしていただければいいんですが、家内工業みたいな形でおやりになっていて、1つの栓で事業にもお使いになる、個人としてもお使いになるときに、その水道料金を分けて、この部分は個人ですよ、この部分は事業用ですよというのなかなか実態として、書き方の問題もありますし、その線引きをどうするかというの、もう一つ問題になりますし、仮にそれを変えたときに、事実認定としてここまでは事業用だ、ここまでは個人の飲み水用だという事実認定の問題がまた入ります。それを考えますと、なかなかそこまで分けて書くのは、確かに先生がおっしゃるように概括的にはなるんですが、限界事例となる、あとは事業の形態がいろんなものを考えると、なかなかそこまで1本で書くのは難しいのかなと。その辺が、例えば電気事業者は、約款で定めているんですが、そういうところまで考えているかどうか分かりませんが、あまり分けているものはないようでございます。

以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 冒頭に、ガスと水道じゃなくて、ガスと電気を調べたと。
- 徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） ごめんなさい。すいません。
- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） 民間と法人の区別が難しい、分け方は難しいということでしょうけれども、確か前に細かい別の案件でデータを見せてもらったときに、かなり高額なところが多岐にわたり未納というのがあったと思うんですよ。そういう意味では民間と法人というのは分けるのは難しいのであれば、ある程度金額的なボーダーラインを設けてもよろしいんじゃないのかなと。
- 議長（吉田眞悦君） 桐生指導員。
- 徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 先生がおっしゃるのも一案かと思いますが、金額

で切るというのはなかなか、事業規模で限界を切るというのは、結局規模の大きい会社は悪かという話になってしまうんですね。例えば、中小企業と新日鉄さんですね、売り上げだけ比べるとものすごい膨大な差があって、ちょこっとやっても事業規模が大きいとすぐに多額になってしまうと。ただここは確かに先生がおっしゃるような問題点はあるんですが、多分これからこのとおりにやりますと、未納金額が膨大になれば、それ全額を納めない限り絶対開栓をしませんから、現実には最大2カ月しか未納はあり得ないことになります。よっぽどのがない限りは。夜逃げをしたとか、何かは別でございますが、そうでないと2カ月以上、あと読んでいただくとわかりますが、実は3カ月たまって止めますね、止めたときは、その後ろに書いてございますが、給水停止予告時における未納の水道料金の全額を納めないと実は開栓しません。ですから3カ月前の分だけを納めても開栓いたしません。予告通知を出すときまで督促が出ている合計額、ですから実質的に3カ月分全部きれいにしてくれない限りは一切開けませんでございますから、事業者であればそこで全額払わなければならなくなるとお考えいただければ、経過的なものは別でございます。現在長期にわたって残っているのもございますから、それは当然分納とかということで対応するというところで、経過措置にも書いてございますが、それ以外のものにつきましては通常の営業であれば3カ月たった瞬間に残ったやつを全部納めないと、もう勘弁しませんよと開けませんよということなので、従来のような長期のものがたまるということは基本的にはあり得ないのではないかと考えております。ですから、本当に悪いことをやろうとすれば2カ月するくらいたまるところでちょろちょろ、何となく給水をとめないでいっている悪質な方が出てくるかどうかくらいで、今までのように長期のものというのは基本的にたまらない仕組みになっているつもりでございます。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 私が心配したのは、現在震災復興の終盤のほうに向かっています。結構フットワークの軽い企業というのは結構あると思うんですね。その企業が意図的に未払いの状態でどこかに去っていくという企業もあると思うんですね。出てくる可能性があると思うんです。そのようなことを気をつけてほしいなという意味で聞いたんです。

○議長（吉田眞悦君） 桐生指導員。

○徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） おっしゃるとおり、ここの場所に仮に来て事業をして、その事業に使う分だけ利用届を出しているところ、2カ月分くらいたまってどこかに逃げちゃうと。こういうのが確かに限界事例としてはあろうかと思えますし、まさに開栓を別々にしながら、そういうふうに、そこの分が終わったら払わないでということがあろうかと思う

んですが、その辺は個別にウォッチングしていったらざるを得ないということではないかと思います。その先は私がお答えする話ではないですけども。そこは制度上はそこまでちょっと書くのはどうかなと。書くとしたら、臨時の契約というのを別契約として考えてはどうかなと思います。そういう短期の申込みたいのがあったときに特別な、例えば考えられるのは、短期のものについては事前に金を納めて使った部分だけ先取りする。実質的な担保みたいですね。そういう形で預かったものしか給水しないとか、そういうことは制度としては考えられるかもしれませんが、現実の段階でそこまで臨時のものについて特例として書くかということでございます。あと、先生がおっしゃるように運用でどこまできつくウォッチングするか、こういうことであろうと思っています。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。前原議員。

○14番（前原・宏君） 私的には水道料金の納付が、ほかで納めているのが下水道を使っている方は、上水と下水と両方使っていますよね。これには下水に関しては一切入っていない。同じように下水に関しても同じような形となるのか。一切文面には載っていないので、その辺はどういうふうになっているのか。

○議長（吉田眞悦君） 水道所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 今回の給水停止の中には下水道料金は含まれておりません。下水道料金については給水停止ができなくなっておりますので、下水道のほうでは法律で滞納処分等がありますので、そちらのほうでやっていただきますということです。なお、水道料金のほかに、今回からは遅延損害金が入ってきて、それも給水停止の対象になっています。

○議長（吉田眞悦君） 前原議員。

○14番（前原・宏君） ということは、別々にという形で捉えてよろしいですか。

○議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 給水停止の段階からは分けて対応してまいります。（「わかりました」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 1ページのこの表なんですけれども、大した金額ではない、それから件数で言うと2万円くらい。こんな金額がたまっていないというのは私のうちは振り込みをしているから、あんまりわからないんですが、振り込みしている人でも納めない人がいるんですか。

○議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 口座振替で残金がない場合で未納になっているケースもあり

ます。通帳の中に残金がなくて未納となっているケースもあります。

○10番（橋本四郎君） どっちが多いんですか。振り込み支払いと直接納付するのと。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 基本的に直納の場合のケースのほうが多いです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 私はこのルールに反対なの。なぜかと言うと、憲法の中で最低限度の生活を営む権利を有するとある。ところが自治体というのは国民の福祉を求めてつくられたもの。それがどういう事情で金を納められないかわからないけれども、納められない事情があれば、その人に話をして生活が困れば生活保護を受ける必要があれば生活保護適用を調べてやろうと、そういう対応処置してから、生活保護は福祉課でやりなさい。これでは自治体の一貫性がないということです。私は、副町長も知っていると思うけれども、何回か滞納した人。これ税金です。その滞納した、金持って納めにこない、役場に来るのが恥ずかしい。そういう滞納している人の年金を聞いてみると本当に少ないんです。そうすると、ある場合にはそういう状況を早めにわかって、生活保護を受けられるのなら生活保護の手続をしてあげて、本人も役場もつまらないことで不安を起こすようなことはしないほうがどうなのか。その福祉関係の扱いというのは水道の問題も絡んで、民生委員がいるはずです。私、民生委員の時代それをやってきました。だから、少なくとも中組ではいつも振り込みというのはしないできた。一番最後にやったんです。振り込みしない、集落で。それはなぜかと言うと、民生委員をしながら納められない人には全員に自分は民生委員の立場で相談しながら福祉の手を借りるように勧めてきた。それは役場に報告しなきゃいけないわけ。役場のほうでそういうことを民生委員にきちっとしていれば、何も水道料金を納めていないから強制執行するような形になってから民生委員という話はないだろうと。その事前にそういう滞納の人を把握しながら納められないなら納められないような生活保護の扱いをしていくような手段を取ってやるのが行政の仕事でないかと私は考えます。

○議長（吉田眞悦君） わかりました。本当に困っている人の対応をきちっと。

○副町長（佐々木 守君） 生活が苦しいというのは何も恥ずかしいことではございませんから。だから水道だってものと同じで売り買いですから、買ったものの代金を払っていただくというのは当然のことですよ。生活用だか何だかって、これは商売でやっている話ですから。ものを買ったんだったら代金を払ってもらうのは当たり前です。だから、生活が苦しいというのなら代金を払えないのならば、早めに水道事業所にでも電話でも結構です、手紙でも結構ですから、御相談いただくというのは何も今に始まったことではないですね。それをずらっとしてい

るからだめなんです。それから、その水道事業所で相談に来られたときに、水道事業所は優しい職員しかおりませんから、福祉課と連携を取って生活が苦しいと、だから生活保護の受給の対象になるかどうかというのを、今までもやってきました。これからはさらにその連携プレーをしますから。ただ、水道事業所は福祉の生活保護の受給の決定権はございませんから。福祉課と連携を取ってその方に水道料金を何で納められなかったかを含めて御相談に乗りたいと思っています。ただ、基本は水道はものと同じで、買った供給するということは買うということですから、代金は払ってもらわなければならないということです。そういうことです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 町営住宅の人が風呂に入れなくて困っている。それは年金が安くて風呂を直す金がないんです。だから、そういうことは地元の民生委員を含めてきちっとそういうことをやってね、恵まれた人だったら、早めに行ったらいいと。納めないことがなかったからです。ところが納められない人から言ったら、なかなかそういうことを相談する人が必要なんです。それを、せめて民生委員がいるのだから、その人たちにこういうことをしながら可能な限り強制執行しない対応が当たり前でしょう。私の古い記憶です。八王子、今から30年前、水道を止めたことで判例として憲法違反だと、これがなくなった記憶があるんです。弁護士と相談になりましたか。そういうことがこの憲法にふさわしい。

○議長（吉田眞悦君） お金を納めなくても困った人を守るべきだということなのかな。副町長。

○副町長（佐々木 守君） 31ページのA3判の横書きのやつ、未納者からの申し出及び実態調査の履行延期の特約というのがあるよね。一番下の黄色。これ間違いないよね。そういう履行延期の特約というのがあるので、何もかにもがらがらって話ではないんです。ですから、その未納者の方が正直に、こういう事情なんだというのを話しいただいて、それを申し出を、今度職員もその実態を見て、やはりこれは相当しんどいのではないかなと思ったときは給水停止というのは、その履行を延期ということもあり得るということなんです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 金のない人は相談する相手をすごく気をつけているんです。私は生活保護、厚生年金はあったけれども。金のない人の気持ちになったら、ある人はあんまりそういう相談すればいいって、相談する前に納めていなかったら、なぜ納められないか調査をすればいいでしょう。わかるんだもん。こちらのほうから、納めることができなかった、いかがでしょうか、後日分納する。向こうから、こっちから行く気持ちになれないんですか。

○副町長（佐々木 守君） 気持ちがあるから、こういうことまでやっているわけですよ。相談

する人がいないからって、どなたかと言われても、誰かに言ってもらわないとわからない。

○10番（橋本四郎君） やるんですね。（「今だってやっているんです」の声あり）やらなくて私、相談を受けている人が今あるから言うの。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉議員。（「もう一つだけ、議長」の声あり）まって。

○10番（橋本四郎君） 憲法違反だっていうことを調べたかということ。弁護士とか。（「今、関係ない」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 桐生指導員。

○徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 今、先生がおっしゃった憲法違反の判例があるかどうかは調べておりませんが、給水停止ができるかどうかは、元は水道法に根拠がございます。だとすると、先生がおっしゃった憲法違反だとすれば水道法そのものが憲法違反だということが先にこななければならないはずでございますので、現在水道法が憲法違反だという話は私は確認して聞いておりません。ですから、給水停止でそれに基づいてつくってやっても問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

○1番（千葉一男君） 3ページの4条についてちょっとお尋ねします。

要するにこれは、給水停止予定通知書を発送して7日という書き方になっています。例えばこの7日というのを、通知の仕方、仕方によっては相手に届かないことがあると思います。これは確実に相手に了知してもらうまで徹底をしなくてはならないというのが原則だと思いますので、どんな方法で通知をするのかということを一応。まず一つ。

○議長（吉田眞悦君） 方法ね。桐生指導員。

○徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） まずこの7日でございますが、実質的には土日、休日は外してございますので、実際は9日あるいは13日という計算になりますので、大体日本のまず町なら届くのではないかと思いますので、基本的には何らかの形で戻ってくるのではないかと考えております。逆に言うと、書留とかそうことになりますと、郵便局で保管する期間が長くなってしまって、逆に言うと返送までの時間がかかるんです。それを考えると普通郵便で出しておいて、戻ってきてから戻ってきたものについては別途調査をした上で行うということになるかと思います。これは給水条例の中で、給水停止をするときには予告をしてからやれと書いてあって、それを受けた規程でございますので、千葉先生がおっしゃるように、届かない限りはできません。おっしゃるとおりでございますが、逆に言うと、普通郵便のほうが確

実に届かないと、早めに戻ってくるのではないかと考えています。もし、それでも怪しいのではないかとするとどうするかというと、恐らく簡易書留で出して、現在は簡易書留で出しますと郵便局の追跡調査がホームページで見られますので、それでどうしてもというときは確認をするかということになるかと思っています。

以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

○1番（千葉一男君） 一般的にはそれでほとんどカバーできているんだろうと思います。しかし家庭で水を止められるということは大変、さっきの材料とは違いますのでね、大変大きな決断をしなくちゃならないだろうと思っています。そうすると、ほぼ届きますねという管理では基準としては甘いんじゃないかなと思います。ちょっと今の考えですと、一応届いている、届いていないのは戻ってくると、このどちらかに分けられるという考えですか。

○議長（吉田眞悦君） 桐生指導員。

○徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 現在の日本の郵便事情から考えて、かつ美里町町内、あるいは、ちょっと遠隔地で払っている方もおられますが、それを考えても大丈夫ではないかなと。本当に今、先生のおっしゃったところが心配であれば、先ほど言いましたように簡易書留でして、ホームページで着を確認しつつやるかどうかと。ここはちょっと実効性の判断でございますので、制度としてはどちらでもできるように、そこは決定はしてございませんので。あとは運用の問題だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

○1番（千葉一男君） これはできるだけ100%カバーできる方法を大事にしながら運用していただけたらいいなと、これは希望です。

それからさっき副町長も言っていましたので、こういう実態が文章にして実行していくということですから、福祉の援助が必要な方に対しては、今までもやってきていただいていますけれども、なお一層、連携をよく取って、漏れのないような方法をさらに進めていただきたいと。これは2つ目のお願いです。

以上です。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 条文ではないですが、一番最初、1ページの記載されていなかったケース、口頭で、平成27年度ですか。あれは間違いはないんですよね。119件の560月数の319万7,570

円。これは間違いないですよ。（「件数119件、月数562カ月、金額319万7,570円です」の声あり）それまでの4年間はそんなに変化はなかったのに、平成27年度は急に前年度の倍額、倍数。これは担当ではどのように把握しているのか。ここの急激にふえたのは、この規程の、急ぎ規程をやらなくてはならないと走るきっかけになったのか。その辺の関連も含めて教えてください。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 例えば平成25年、平成26年に未納がある方、実際に今現在使っている方々がいらっしゃる場合、平成25年、平成26年のほうから入金をされているケースが多いと思います。そうすると、新しいものについては当然残ってくることもありますので、新しくなるほど多くなっているものがあります。

○8番（我妻 薫君） 倍増した説明にはならないんだよ。どのように見ているのか。それだけじゃないでしょう。それは平成25年、平成26年と同じでしょう。前の年からの納めてきているというのは。（「平成27年の119件の中に、平成27年だけじゃなくて、累計なのか」の声あり）その急増した状況をどのように分析しているんですかと。

さっきの水道料金の値上げじゃないけれども、3、4年になるんだけれども、そういう料金の値上げと、経済困窮が全体的に進んできているのか。そういう意味での件数が一挙にふえてきているのか。その辺どういうふうな判断を、分析しているのかということを聞きたい。

累計じゃないよね。料金はほぼ、この4年間の累計に匹敵するくらいになる。

○議長（吉田眞悦君） 休憩します。再開は5時。

午後4時51分 休憩

午後4時59分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開いたします。今のように答えてください。副町長。

○副町長（佐々木 守君） 今、桐生指導員からお話があったように、1年おくれて、あと7カ月、来年の3月までを見ると、期待を込めてなんですが、今の320万円ほどの金額が半分くらいには減るということで。1年おくれて見ざるを得ないのかなということでございます。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 確認だけでも、これは当然年度の途中の8月15日だけ、現在までの数字なので、比較にはらないということね。前年度とね。それを年度途中でやれば大体ほかの年度も大体同じくらいの推移で極端に平成27年度になってふえている兆候ではないということ

ね。それがはっきりしてればいいです。

- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 今も平成26年度と同じような推移になっているものと認識しております。
- 議長（吉田眞悦君） いいですか、我妻さん。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

なければ確認してください。給水停止の解除。6条2だな。これ、午後4時まで納めて領収書確認した人については、その日のうちに開栓しますよと。そしてあと、4時から5時15分までは次の日ですよと。翌日中なんだよね。それで、翌日でもおそらく実質の行為は午前中にすると思うんだけど。この翌日中ということにした根拠というか、理由。午前中ではなくて。ここでちょっとした時間の差で、その日ではなくて次の日、何時になるかわかりませんよと捉えられてしまうでしょう。

桐生指導員。

- 徴収対策課徴収特別指導員（桐生孝雄君） 実は、6条は1項と2項の関係はどうなっているかというと、まず6条の1項で給水停止を解除する要件としては全額納付された場合と、例えば猶予の申請が出た場合、この2つが書いてございまして、こういう場合に基本的に速やかに解除しろと書いてあるんですね。速やかというのは、特段の事情がない限りは優先的に仕事をしろと、こういうことでございます。だけれども、その2項で、速やかと言っても、では翌日なのか翌々日なのかわからないじゃないかと、そういうことで、とりあえず4時までと4時以降で分けました。その中でも、当日中と書いてあるから、夜遅くてもいいのかとか、議長がおっしゃったように翌日中と書いてあるから翌日の午後5時15分でもいいかと言えば、そこはあくまでも1項の速やかに解除の速やかは、生きているという理解でございまして、そこで、いやほかの仕事が忙しいからちょっと後にしろというつもりはなくて、そこはあくまでも速やかには生きていて、そういうふうに対応するのではないかということを思いつつ、こういう条文にしたわけでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 開栓する立場側の人はずぐにやりますよということの解釈でよろしいということだね。

じゃ、いいですね。（「はい」の声あり）水道事業所に係る件につきましては以上ということにいたします。

それでちょっと議員の皆さん、連絡事項がありますので。ちょっとお待ちください。では皆

さん、御苦労さまでした。

今、局長がおわたししていますけれども、わたし終わったらすぐに連絡事項に入りますので。
連絡事項に入ります。局長。

- 局長（吉田 泉君） まず1点目ですね。9月17日敬老式が予定されております。その際、本年も同様に7カ所で開催されます。メイン会場が小牛田会場ということで、議長代理ということとです。こちらのあとで、決めていただくと。敬老式のほう。
- 議長（吉田眞悦君） メインは小牛田幼稚園ですので、そこには私が行きます。（「幼稚園」の声あり）小牛田幼稚園。敬老式は小牛田幼稚園。それでこの件について、委員長、副委員長、今までそういうふうをお願いしてまいりました。それで、不動堂地区はどこ。（「駅東」の声あり）不動堂は副議長ですか。決めますからね。北浦が……。委員長のを決めればいいかな。青生が我妻さん。我妻委員長。そして福田委員長はどこに行っているんだっけ。（「公民館」の声あり）彫駒大口。そこは福田さん。（「議長、前は回っていたんだよな」の声あり）回っていたんだっけ。（「回っていたんです、会場。委員長たちも」の声あり）南郷は大橋さん。あと、北浦中卒が副委員長さんが対応しなければならないんだね。山岸さん、北浦。あと中卒が二郎さん。では、不動堂が副議長。あと北浦が山岸さん。彫駒大口が福田さん。（「彫駒は本当はどこなの、会場は」「ないよ」「中央コミュニティセンターじゃない」の声あり）会場名、ごめんなさい。ちょっと場所については確認しますから、とにかく彫駒大口の会場には福田さん。あと中卒の会場には吉田二郎さん。青生には我妻さん。あと南郷は大橋さんということで議長代理をお願いします。あとそれぞれの地域の会場については後日、後で確認してお知らせします。そしてあと、毎年のとおり、それぞれ地域の議員さん方、それぞれの地域に行くということをお願いしたいと思います。

この件は以上。

- 局長（吉田 泉君） 次にあさってになります、9月3日の総合防災訓練の件になります。今回のメイン会場が下二郷、南郷地域の下二郷運動公園、下二郷コミュニティセンターになります。御案内は行っているかと思います。（「来ています」の声あり）今回、駐車場の関係で、記載にはなっているかと思いますが、シャトルバス運行予定になっております。行きが8時から9時半の間で20分間隔。帰りが12時からということで、同様に多分順次運行するのではないかなと思います。（「直接じゃだめなの」の声あり）南郷庁舎の駐車場からシャトルバスが。
- 議長（吉田眞悦君） 駐車場が。ただ、田んぼ道路とか、砂山小学校の跡地とか。だから、極力、役場に置いてバスで移動するように協力してください。そのとき作業着、訓練ですので。

作業着です。足は長靴（「ズックでも」の声あり）ズック。ただ雨が降れば、例えば小雨とか雨が降ればそれぞれちゃんと長靴とか対応してください。天気がいいのかな。（「天気いい」の声あり）

訓練は以上。

- 局長（吉田 泉君） 次に9月21日に開催予定の交通安全町民大会ですね。今回こちらがメインとして、文化会館あと本庁舎前駐車場で総ぐるみ運動の出発式も多分やりながら、10時より文化会館という形になっております。（「局長、駐車場は、あそこは空けてもらえるの」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 駐車場は役場本庁舎駐車場、職員駐車場になっているね。これは両方の分を町民総ぐるみ大会及びだから、両方やるんだな。（「もしできれば、議会の分の人はあそこを借りていただければいいかなと」の声あり）ここに並んで出発式、あれはなしだね。（「ないですね」の声あり）文化会館内で。そのようだね。
- 局長（吉田 泉君） タイトルは2本立てになっているんです。
- 議長（吉田眞悦君） ただこの日は、午前中は休会にして、これに参加するということです。（「案内状は来ている」「まだ来てないよ」の声あり）議長だけにということで、よこしたものですので、皆さんに行きますから。
- 局長（吉田 泉君） 次に、こちらは日程の連絡になります。大崎広域行政事務組合の大崎地域市町議会議員交流会と、去年も12月の中旬にやりましたが、本年も12月2日ですね、この日程になっております。詳細はまだ通知等来ておりませんので、後日ということになるかと思えます。日程だけ。12月2日になります。

あとですね、議会報告会、これも関係してくることなんですが、始まる直前に班会議をしていただきたいと思います。議会報告会の班会議ですね。3班にそれぞれ分かれて同じ日に。その日を10月14日9時。この日に資料の配付、あと全体説明という形になろうかと思います。この日の午後は県北議長会の議員研修会・交流会になります。これは女川で1時半からになります。この日に班会議をしまして、前の大和でやったときと同じように、お弁当を頼みまして食べて、その後12時くらいに出発になろうかと思います。そのまま会場に向かうという流れになるかと思います。女川ですね。華夕美。（「12時ころというけれども、これは集合時間は12時でいいの」の声あり）12時出発ですね。班会議を早めに9時から始めまして。

- 議長（吉田眞悦君） 班会議は全員です。
- 局長（吉田 泉君） あと、こちらの議会報告会にこれもまた関連しますが、研究テーマです

ね、これも本年も同様に研究テーマをそれぞれの常任委員会でまとめていただくことになります。こちらまとめる提出期限が9月末にしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、10月9日に福島県会津美里町でワイン祭りが行われる予定になっております。これは町民にも多分広報等で案内して、多分40人枠くらいの中で、昨年も行われたのかなと思います。ぜひ、美里町議会の議員の皆様にもぜひ出席をということで、そういうアナウンスがございまして、御参加のほうを積極的にということでよろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） ワイン祭りですね、去年、私と大橋議員が参加させていただいたんですけども、確か、8,000円か9,000円くらいかかるんです。総額で。バス代と焼き肉関係のお金を合わせると。それで、この間行ってきたときに、向こうのほうからどうぞおいでくださいというようなお話も受けておりますので、まず、ただ、全員というわけにはいきませんので、5人程度上限としてと思って。5人でいいかな。何人かな。（「5人だったら大丈夫だと思いますので」の声あり）山岸議員は商工会で参加なさるということなので、そのほか、副議長を筆頭に、誰か。皆さん消極的なようで。誰も希望者はいないと、今のところ。1本釣りしますから。

○局長（吉田 泉君） 次に、今度申し上げるやつなんですけど、翌日10月10日に恒例のグランドゴルフ大会がございます。こちらの選手の、議会も本年の参加者の（「議会チーム」の声あり）議会チームをお願いしたいと。

○議長（吉田眞悦君） これも9月会議の中で各常任委員会からいつものとおり3人ずつ選手をお出し願いたいと思います。（「いつまで決めればいいですか」の声あり）申し込み、いつまでだ。9月19日までの申し込みのようです。19日まで。ですから、9月会議が始まってから、とにかく常任委員会で。ちょっと空いた時間にでも話をしてください。それぞれ。選手3人を選んでいただいて。

○局長（吉田 泉君） あと日程の確認でございます。

9月12日、これは会議の期間中でございますが、全員協議会、午後に予定をしているところです。9月12日。

○議長（吉田眞悦君） きょうの議運で、9月6日から9月26日までの会期ということで、それで割り振りしていったら、9月12日に総括質疑やら終わってから特別委員会に付託して分科会の日程で終わりなんです。ですからそれらが終わってから財政計画についての全協を行います。

○局長（吉田 泉君） 次も日程の確認です。

前に運営小委員会の関係ですが、9月21日ということで予定していたかと思います。これ1日繰り上げて、9月20日の午後の予定でございます。（「1時半」の声あり）いや、この日は、午後に連合審査がありますので、そちらが終わり次第という形になるかと思います。これは連合審査が終わってからでございます。

最後に、案内通知等来ておりますので、帰られる際には文書箱のほう、ちょっと確認していただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田眞悦君） 連絡事項は以上です。

皆さんから何かございますか。（「なし」の声あり）なければ、以上ということで、2日間にわたっての全員協議会になりましたけれども、副議長、締めで。

○副議長（平吹俊雄君） きょうは長時間にわたりまして、大変御苦労さんでございました。朝晩大分冷えてきまして、体調に気をつけて9月会議に。大変きょうは御苦労さんでした。

午後5時23分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

美里町議会議長